公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第２５号
岩手県一関市関が丘110番地　県営アパート２―32
債務者　酒井清之助
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　宏洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第１６４号
宮城県栗原市栗駒岩ケ崎六日町65番地１
債務者　菅原　郁子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬口　　孝
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１０号
宮城県栗原市築館字黒瀬下屋敷65番地１
債務者　白鳥　徳義
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木康晴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月17日午前10時35分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
大津市里５丁目17番12号
債務者　水谷　國廣
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福井　達生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０３号
兵庫県尼崎市浜３丁目19番17号
債務者　木村　孝子
1　決定年月日時　平成26年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安保　晶之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月４日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第６号
和歌山県新宮市新宮4643番地の１　松山団地48棟103号
債務者　中浦　文子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　勝二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第７号
和歌山県新宮市佐野１丁目11番61号　５号
債務者　中浦ちずる
1　決定年月日時　平成26年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩永　勝二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年６月23日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月16日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２６年（フ）第５６号
兵庫県明石市大久保町大窪2610番地の９
債務者　大路　佳子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲谷　仁志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月17日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
長崎県長崎市樺島町８番２号
債務者　長村　貞子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　裕介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月２日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月25日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１１４号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目19番地の５　フィオーレ塚口505号
債務者　中野　京介
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月11日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４号
香川県観音寺市高屋町947番地１
債務者　三好　信夫
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第５号
香川県観音寺市高屋町947番地１
債務者　三好くるみ
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月１日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成26年６月27日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２６年（フ）第２４１号
大阪府藤井寺市道明寺４丁目10番66号
債務者　辻川　温裕
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　武智　順子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月14日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年６月30日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第３８６号
名古屋市守山区御膳洞404番地
債務者　石井電工こと　石井　孝幸
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　　誠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月15日午前10時50分
5　免責意見申述期間　平成26年７月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４６６号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目８番７号
債務者　青山　有一
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　修志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４６７号
神奈川県藤沢市片瀬５丁目８番７号
債務者　青山美穂子
1　決定年月日時　平成26年４月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浦田　修志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年７月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年７月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部